【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年６月24日
【事業年度】	第12期(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
【会社名】	日本製紙株式会社 （旧会社名 株式会社日本製紙グループ本社）
【英訳名】	Nippon Paper Industries Co., Ltd. （旧英訳名 Nippon Paper Group, Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 芳 賀 義 雄
【本店の所在の場所】	東京都北区王子一丁目４番１号 （上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記の場所で行っています。） 東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
【電話番号】	03-6665-1000（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 野 沢　徹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
【電話番号】	03-6665-1000（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 野 沢　徹
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）株式会社日本製紙グループ本社と日本製紙株式会社は、平成25年４月１日付で日本製紙株式会社を存続会社、株式会社日本製紙グループ本社を消滅会社とする吸収合併を行いました。従いまして、本報告書は株式会社日本製紙グループ本社に代わり、存続会社である日本製紙株式会社が提出しています。
なお、株式会社日本製紙グループ本社は平成25年３月27日付で上場廃止となっています。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

株式会社日本製紙グループ本社が平成24年６月28日に提出いたしました、同社の第12期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）有価証券報告書の記載事項に一部不明瞭な記載がありましたので、これを明瞭な記載に改めるため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第５ 経理の状況
　１ 連結財務諸表等
　　注記事項
　　（連結損益計算書関係）
　　※７ 減損損失

3 【訂正箇所】

訂正箇所は＿を付して表示しています。

（訂正前）

当連結会計年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

当連結会計年度において当社グループは以下の資産について減損損失（22,404百万円）を計上しました。

（百万円）

場所	種類	減損損失	備考
静岡県 富士市	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 土地 その他 計	1,019 12,008 1,675 512 15,216	停止資産及び 停止予定資産 「事業構造改革費用」
広島県 大竹市	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 計	82 2,194 2,276	
宮城県 石巻市	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 その他 計	126 1,964 150 2,240	
山口県 岩国市	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 その他 計	148 839 5 993	
宮城県 岩沼市他	機械装置及び運搬具 その他 計	867 29 897	
東京都 千代田区他	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 その他 計	334 339 105 779	処分予定資産他 特別損失「その他」
計		22,404	

当社グループは、減損の兆候を判定するにあたり、事業用資産は主としてキャッシュ・フローの生成単位である事業単位で資産のグルーピングを実施しています。

洋紙事業復興計画等に伴う停止資産及び停止予定資産については、処分時までの使用価値まで減額しています。

（訂正後）

当連結会計年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

当連結会計年度において当社グループは以下の資産について減損損失（22,404百万円）を計上しました。

（百万円）

場所	種類	減損損失	備考
静岡県 富士市	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 土地 その他 計	1,019 12,008 1,675 512 15,216	停止資産及び 停止予定資産 「事業構造改革費用」
広島県 大竹市	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 計	82 2,194 2,276	
宮城県 石巻市	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 その他 計	126 1,964 150 2,240	
山口県 岩国市	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 その他 計	148 839 5 993	
宮城県 岩沼市他	機械装置及び運搬具 その他 計	867 29 897	
東京都 千代田区他	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 その他 計	334 339 105 779	処分予定資産他 特別損失「その他」
計		22,404	

当社グループは、減損の兆候を判定するにあたり、事業用資産は主としてキャッシュ・フローの生成単位である事業単位で資産のグルーピングを実施しています。

洋紙事業復興計画等に伴う停止資産および停止予定資産の回収可能価額は、使用価値により測定し、土地の使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローは、将来時点の正味売却価額の算定が困難であることから現在の正味売却価額である第三者による鑑定評価額により算定しています。なお、使用価値の算定期間が１年未満であることから将来キャッシュ・フローを割り引いていません。

本社移転等に伴う処分予定資産他の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しています。なお、正味売却価額は原則として第三者による鑑定評価額またはそれに準ずる方法により算定し、使用価値については算定期間が１年未満であることから将来キャッシュ・フローを割り引いていません。